

令和2年門真市教育委員会第9回定例会

開催日時 令和2年9月25日（金） 午後2時

開催場所 別館3階 第3会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第35号 令和2年度門真市教育功労者の表彰について
- 日程第4 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	土川 好子
委員	高橋 元
委員	松宮 新吾

事務局出席職員

副教育長	邊田 憲
教育部長	満永 誠一
教育部次長	中野 康宏
教育部総括参事	鈴木 貴雄
教育総務課長	十河 大輔
教育企画課長	渡辺 廣大
教育部学校教育課長	峯松 大輔
教育部学校教育課参事	川谷 直毅
教育部学校教育課参事 兼教育センター長	植原 宏仁
市民文化部生涯学習課長 兼図書館参事	隈元 実

久木元教育長 開会宣告 午後 2 時

日程第 1 会議録署名委員の指名

久木元教育長より 高橋 元 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 議案第 35 号 令和 2 年度門真市教育功労者の表彰について
説明者 十河教育総務課長

久木元教育長より、本件は、個人情報にかかわる部分が含まれ、表彰日まで被表彰者以外には秘匿にする必要があるため、非公開にて審議したいとのこと。各委員に諮ったところ、全委員異議なく、了承、非公開にて審議された。

[食堂会議室へ移動 非公開]

出席者 教育長、教育委員 4 名、邊田副教育長、満永教育部長、
中野教育部次長、鈴木教育部総括参事、十河教育総務課
長

時間 午後 2 時 2 分から午後 2 時 5 分まで

[審議の結果 原案のとおり可決]

[議事録 省略]

[会議再開 第 3 会議室]

[全委員異議なく、可決]

日程第 4

諸報告

番号 1 門真市文化財保護条例の制定について

説明者 十河教育総務課長

本件につきましては、令和 2 年門真市議会第 3 回定例会に上程され可決されたものであります。

条例の内容につきましては、市民文化部生涯学習課長よりご説明いただきます。

久木元教育長： それでは、門真市教育委員会会議規則 第21条第 2 項に基づき市民文化部 生涯学習課長に出席していただいておりますので、ご説明お願いいたします。

隈元生涯学習課長兼

図書館参事： 諸報告資料 1 ページをご覧ください。

本条例は、新規制定で 9 月議会に上程し可決されました。条文としましては、6 章立ての 21 条からなり、第 1 章は総則、第 2 章は指定文化財、第 3 章は地域文化財、第 4 章は埋蔵文化財、第 5 章は門真市文化財保護審議会、第 6 章の雑則となっております。

第 1 条におきましては、制定の目的として、市域内に所在する重要な文化財を保存し活用するため、必要な措置を講じて、市民の文化の向上に資するとともに、郷土文化の発展に貢献することを目的としております。

第 3 条には市の責務、第 4 条には市民等の責務を規定しております。

文化財の指定等につきましては、市が指定する文化財を「市指定文化財」とすることのほかに、市民から募った文化財を「地域文化財」として登録することの 2 つに区分しており、第 6 条から第 15 条までは指定文化財の指定、解除の他、変更や滅失毀損などの届出等を規定し、第 16 条から第 18 条までは、地域文化財の登録と取消等を規定しております。

第 19 条では埋蔵文化財の保護について規定しております。

第20条では門真市文化財保護審議会を規定しており、審議委員としまして、定数を6人以内、任期は2年とし、市の諮問に応じて、文化財の指定、地域文化財の登録に係る調査を行い、文化財の保存と活用に関する事項を審議していただきます。

委員の構成としては、市内に残る文化財と、今後、指定が想定される文化財の状況から、考古学、歴史学、民俗学などを専門とされ、歴史資料館で講座などの講師をされるなど本市と関わりの深い学識経験者に加え、市民の代表として

市民学芸員活動に従事されるなど、市内の文化財に精通されている方を審議委員として想定しております。

また、審議委員とは異なる専門分野からの意見を聴取するため、臨時委員を設置することも可能としております。

附則としまして、本条例の施行日を令和2年12月1日とし、各種の届出様式などを定める門真市文化財保護条例施行規則と同日施行を予定しております。

—すべての報告が終了—

久木元教育長

閉会宣言 午後2時10分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教育長 久木元 秀平

署名委員 高橋 元